

災害により住宅や家財などに 損害を受けた場合



税理士法人ホサカ事務所
所長 保坂 英夫

10月の台風19号をはじめ、昨年は自然災害によって全国で多くの被害が発生しました。被災された方には心よりお見舞い申し上げます。所得税では被災された方に配慮し、負担の軽減を図る制度が設けられています。今回はその中で住宅や家財に損害を受けた場合の制度を見ていきます。

一、雑損控除

次のAとBのいずれが多い金額を所得金額から控除することができる制度です。

A 住宅等の損失額から所得金額の10分の1を控除した金額

B 損害額のうち、災害関連支出の金額（災害に関連してやむをえず支出した費用の額）から5万円を控除した金額
住宅等の損失額は、次のように計算します。

① 住宅や家財の取得価額から、使用年数による価値の減少分を控除した金額に、被害の程度に応じて定められた割合（例 二階建て建物床上1m以上1.5m未満・24時間未満の浸水

で35%など）を掛けて計算します。

② ①の金額に災害関連支出の金額を加算し、保険金などにより補てんされる金額がある場合にはその金額を控除して求めます。
なお別荘や貴金属・書画・骨董などで1個の価額が30万円超のものについて受けた損失は対象外ですので、ご注意ください。

二、所得税の免除・軽減

災害による損失額が、住宅や家財の価額の2分の1以上となる場合には、その年の所得の金額に充じて、所得税額的全額免除または2分の1もしくは4分の1の軽減を受けることができます。ただ

し雑損控除と重複して適用を受けることはできません。試算して、どちらから有利な方を選択して適用を受けることとなります。

一や二の制度の適用を受ける際には、市町村が発行するり災証明書の写しなど、準備していただく書類があります。手続きをご検討されている方は事前にご確認ください。

三、住宅借入金等特別控除の特例

住宅借入金等特別控除はその住宅に継続して居住することが要件ですが、災害被害により住宅として使う事ができなくなっただけの場合には、残りの年分についても年末調整や確定申告にて特別控除の適用を受けることができます。